

# 事務所通信 リソース

3月号 VOL. 81



安心が私たちの商品です

税理士法人 中央総合会計

■ 旭川事務所 〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131

FAX : 0166-25-4132

E-mail : [cyuou@csk-i.com](mailto:cyuou@csk-i.com)

URL : <http://csk-i.com>

■ 北見事務所 〒090-0023

北見市北 3 条東 2 丁目 14 番地

TEL : 0157-24-8866

FAX : 0157-24-6108

E-mail : [cyuou-kitaimi](mailto:cyuou-kitaimi)

@mocha.ocn.ne.jp



本州では春の便りが届き始めていますが、北海道では根雪の下で地面の土が身を固くしています。しかし春が近づけば凍てついた土も溶け、地面はぬかるみます。こうしたぬかるみを「春泥（しゅんでい）」といいます。春泥の道は歩きづらくとも、その先には春が待っています。しっかり足元を見て進みたいものです。

## 【三世同居に対応した住宅リフォームの特例】

自宅のリフォーム工事を考えているという方から、三世同居に対応した住宅リフォームの特例についてご相談がありました。これは、世代間の助け合いによって子育てしやすい環境を作ることが目的で、三世同居に対応したリフォーム工事を行う場合に税制上の特例措置を受けられることができるという制度です。適用期限は平成十八年四月一日から平成三十一年六月三十日までで、キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設工事で50万円を超えるなど一定の要件を満たすと所得税額控除を受けることができます。工事資金が借り入れでも、借り入れでなくても適用されます。



具体的には借り入れで工事を行った場合には、工事的の借入金等の種類の年末残高にに応じて、1000万円以下の部分について一定の割合（三世対応部分は借入残高250万円が限度で2%、それ以外の部分は借入残高750万円が限度で1%）を乗じた金額が所得税額から控除されます。適用期間は5年間で最大62.5万円の控除が受けられます。借り入れ無しで工事を行った場合には、標準的な工事費用（250万円が限度）の10%である25万円を限度として、改修を行った年の所得税額から控除することができます。ただし、その年分の合計所得金額が3000万円を超える場合や、他の住宅ローン控除と重複しての適用はできませんのでご注意ください。

## 【今月の教えてキーワード：5G】

現在、主流となっている4GやLTEに次ぐ通信規格のこと。これまで重視されてきた「高速大容量」に加え、「IoT時代に対応するべく一度に多くの機器が接続できる」「同時接続」や、レスポンスが早く返ってくる「低遅延」が技術的要件となっている。1Gが登場した1980年代から2G、3G、4Gと進化した結果、この30年間で通信速度は約1万倍となった。さらにその上をいく5Gの実用化に向けての取り組みが進んでいる。

## 【「万が一の事態」にも「日々の生活」にも使えるアウトドア用品】



日々の生活でも使える優れもののアウトドア用品が、防災用品にもなると注目を集めています。断熱テクノロジーを採用したポンチョを広げればブランケットになり、冬にはソファで重宝します。水だけで皮脂の汚れを落とすナノタオルは浴室用として使えるうえ、クーリング効果で熱中症対策にも有効です。また卵2個分の重さもない雨傘や、防水透湿性に優れた素材の雨具は通勤や通学時にも活躍します。万が一の事態に備えて買いそろえる価値のある優れものですね。

## 【 相続対策と相続税対策 その1 】

相続対策について質問されることが多くなりました。相続対策と相続税対策について混同していらっしゃる方も多いので、ここで何回かに分けてこの欄に相続の基本と併せて掲載したいと思います。(紙面の都合で連載とはいかないかもしれませんが)

まず相続とは、人の死亡によって、その人の財産などの様々な権利や義務を承継することです。したがって個人の財産や様々な権利があって初めて相続が成り立ちます。私有財産を認めない国(現在はほとんどないと思いますが)や財産のほとんどが家や氏族に属していた時代には相続は当然なくて、地位の継承などになります。このように相続のあり方は、地域や時代によって異なります。日本では財産などの様々な権利や義務を承継する人を法律(民法)で定めていて(法定)相続人と言います。(これに対して相続させる人=死亡した人は被相続人)相続人の範囲は国によって異なり(アメリカのように州によって異なる国もあります)又、相続の方法も異なります。歴史的には農地や領地のように区分して相続すると経済的価値や効率が著しく低価する資産が財産の中心であった時代には、誰か一人(男子・長男など)に相続させることが多かったですが、現在の日本では配偶者、子などの区分により平等に相続されます。又、人は生前に自分の財産をどのように処分するか自由を有するのと同様に、死後の財産の処分についてもあらかじめ決めておく自由があるという考え方の下「遺言」があります。日本では遺言がある場合は遺言が、ない場合は法定相続人全員の合意による遺産分割協議、それができない場合は家庭裁判所による調停、それでも合意できない場合は家庭裁判所による審判等を通じて相続されます。ちなみに審判の場合の分割基準となるのが法定相続割合で、法定相続人全員による合意(遺産分割協議の合意)があればどんな割合で相続することも又、相続人であっても相続しないことも自由です。又、遺言書がある場合でも、その内容と異なる遺産分割協議も有効となります。その2に続きます...

税理士法人 中央総合会計  
代表税理士 井内 敏樹

みんながって  
みんないい

今を生きる!

## 先人の言葉

日本の童謡詩人である金子みすゞの言葉。突出した才能のある者だけが素晴らしいのではない。みんなと同じ必要もない。それぞれがそれぞれに輝いているのだ。

## 【USJを劇的に変えた、たった1つの考え方】

USJをV字回復に導いた森岡毅氏の著書。「マーケティングの最大の仕事は、消費者の頭の中に選ばれる必然を作ること」。



事例を交えての分かりやすい解説で社会人だけでなく学生にもおすすめの1冊です。